



環境省

---

## 本小委員会の検討事項等について

---

2023年10月13日

環境省 自然環境局 自然環境計画課



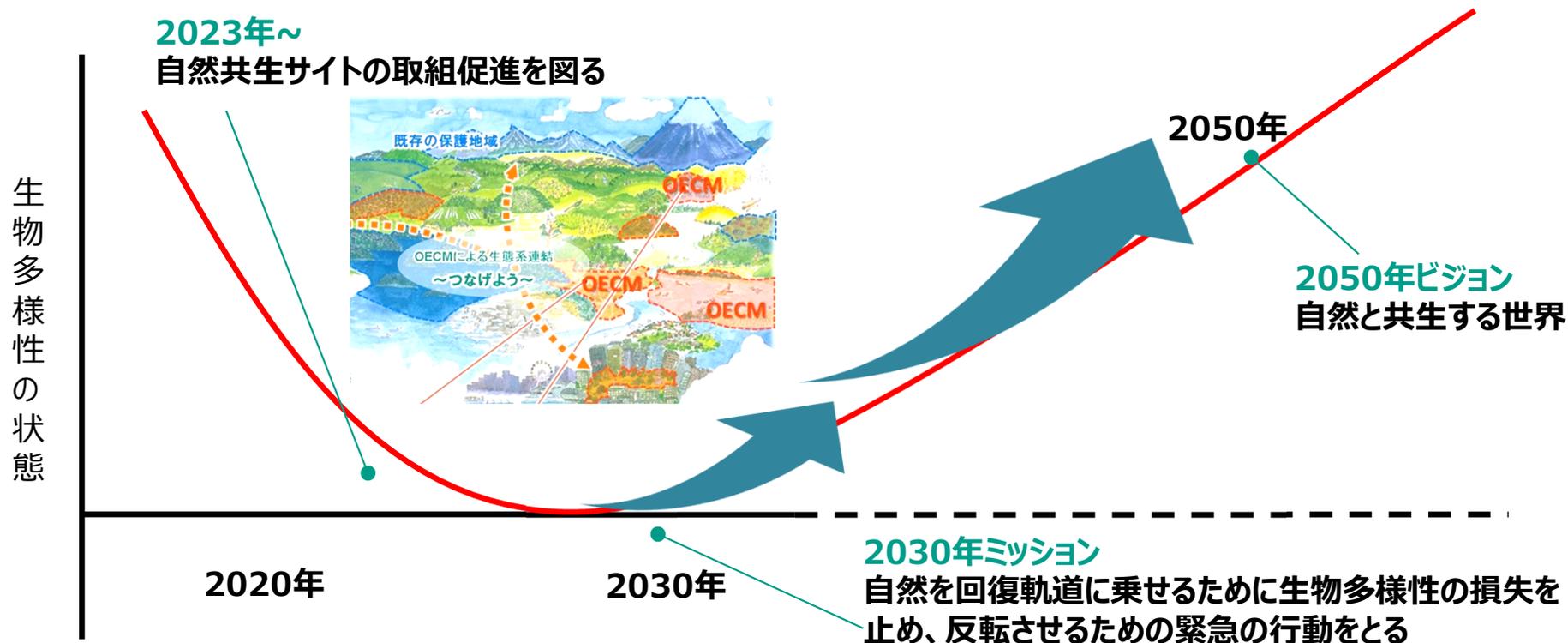
- 「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021」（Japan Biodiversity Outlook 3）では、我が国の生物多様性は過去50年損失し続けていると評価。
- そのような中で、令和4年12月に採択された新たな世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえ、令和5年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」において、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）」が掲げられたところ。
- ネイチャーポジティブ実現のためには、生物多様性の損失を抑える施策と向上を図る施策の両方を推進し、いわゆるネットポジティブを実現していくことが必要。
- このため、ネイチャーポジティブに向けた施策の一つとして、場所に紐づいた生物多様性保全の取組が重要であり、国の取組に加え、自然共生サイト等の民間等による生物多様性の保全に貢献する活動を促進する施策の更なる推進が必要。
- こうした点について検討を深めるため、環境大臣から中央環境審議会に諮問がなされ、令和5年8月に自然環境部会の下に「自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会」を設置することが決定。

※ネイチャーポジティブ経済（サプライチェーン含む経済活動全般）に関する施策については、「ネイチャーポジティブ経済研究会」において検討中。本年度中に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」としてとりまとめ予定。

■生物多様性COP15にて採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」で、**2030年** ミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急行動をとる」ことが掲げられた。

※2021年6月のG7でも合意された「自然再興（ネイチャーポジティブ）」と同じ趣旨の概念。

■世界目標を踏まえ、2030年のネイチャーポジティブ実現を目指し、**生物多様性国家戦略 2023-2030**が2023年3月に閣議決定。



- 法律に基づかない環境省による任意制度。
- ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、「**民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域**」を「**自然共生サイト**」として認定。
- 令和5年から運用開始しており、令和5年度前期分は**122か所を認定**（10月25日認定予定、6日に結果公表済）

## <令和5年度「前期」スケジュール>

**【申請受付】** 令和5年4月3日から5月8日

**【前期認定】** 令和5年**10月25日**予定（**122か所**）

～「**2023年中に100か所以上認定**」の目標達成～

## <令和5年度「後期」スケジュール>

**【申請受付】** 令和5年**9月12日**から**10月13日**

**【後期認定】** 令和6年3月頃

## 自然共生サイトの事例



## 対応すべき課題

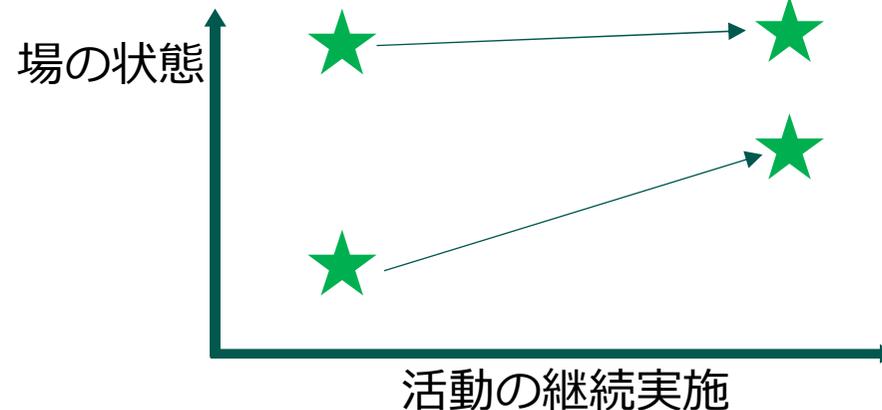
- 生物多様性の価値を有するに場所における活動に加え、**生態系の回復や新たに緑を創出するような活動も後押し**が重要。
- 保全活動の継続性担保や裾野の拡大に向けては、活動場所やその状態、利用目的等に応じて、**望ましい活動のあり方**を示すことが重要。
- そのために、農地や都市の緑地といった場を所管する**関係省庁との連携**をより一層進めることが必要。
- 自然共生サイトの取組を通じた、**地域活性化や地域の課題解決への貢献**の推進が重要。
- **金融や投資家側から求められる開示への対応に活用できる仕組みと信頼性の構築**が重要。
- **申請から認定までの迅速に手続を進める体制構築**が重要。

■ 自然共生サイトの**これらの課題に制度的に対応し、ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進するため、場所と紐付いた民間等による取組を認定する法制度を検討。**

- 現行の自然共生サイトは場所に着目し認定する制度であり、認定時点で区域が生物多様性の保全が図られていることがポイント。これは、既に生物多様性が豊かな場所が、認定によって今後も適切に活動が継続される蓋然性を高める観点から有効な手段。
- 他方で、ネイチャーポジティブの実現に向けては、保全がなされている場所の増加や質の向上を図ることが必要。
- したがって、様々な場所において、効果的な活動が継続的に実施される仕組みが重要となり、そのためには、認定する際に、活動計画により着目する視点が必要。そのことが、結果として活動場所の質の向上や担保にも繋がる。
- 国民運動として全国各地で活動が実施されることが、国民にとって身近な自然との接点となり、生物多様性について関心・理解を深める入口になることも期待。

## ★活動促進によるネイチャーポジティブ実現の方策

場所と紐付いた活動に着目し、活動計画を認定。それにより、ネイチャーポジティブに向けた未来志向の様々な活動促進に繋げる。



## ネイチャーポジティブの実現、国民運動としての広がり

新たな世界目標の30by30目標、自然再生（劣化地30by30）、ビジネスの影響評価・開示への貢献

### ■ 身近な自然の保全・再生、生態系ネットワークの構築

- 保護地域ではない場所であっても、里地里山や都市緑地などの身近な自然は、生態系の構成要素として、また、国民の自然への接点として、重要な役割を有している。
- こうした保護地域以外の場所を含めて民間等の主体な生物多様性の維持・回復・創出に資する活動を認定し促進することで、全体として保全地域を量的・質的に確保し、生態系ネットワークを構築。生態系ネットワークは、気候変動等の影響に対する強靱性にも繋がる。

### ■ 質・継続性の向上

- 民間等の取組がなされている場所は、国立公園といった保護地域内でも存在。保護地域内外問わず、民間等による活動を認定し促進することで、保全地域の活動の質や保全効果の向上を促進する。
- 希少種保護、外来生物・鳥獣害対策、農林水産業など人による働きかけが不可欠な取組との連携を図り、活動主体が、継続的に自然の恵みを楽しみながら土地を利用できるよう後押し。

### ■ 取組の客観的評価による価値の明確化

- 国がOECDの国際的基準とも整合した一律の基準で認定することで、企業やNGO等による保全活動の価値やその信頼性・適切性を客観的に担保し、ESG投資などにおける適切な評価に繋げ、活動主体を支援する。
- 成果指標としての活用や、既存の保全活動の再評価など、地方自治体の生物多様性の取組推進に繋げる。

### ■ 多面的な機能の発揮

- 生物多様性保全を通じて、炭素貯留、災害への強靱性強化、文化的源泉など、自然資本による多面的な機能発揮の推進にも繋げる。

### ■ 取組の可視化による地域づくりへの寄与

- 認定によって場所や取組が可視化され、再評価されることで、地域の様々な主体との連携・協働をもたらす、地域の活性化に寄与するとともに、地域循環共生圏の構築にも繋げる。

## 令和5年度

4月：自然共生サイト認定の開始。

7月：OECD検討会において、今後の検討の方向性を議論。

8月：環境大臣から中央環境審議会へ諮問。自然環境部会を開催し、本小委員会の設置を決定。

### 10月13日：第1回小委員会（本日）

本小委員会における検討の目的・背景  
関係者からのヒアリング  
課題を踏まえた論点

### 11月27日：第2回小委員会（予定）

答申案について検討

◆パブリックコメントの実施（1か月程度）

### 1月23日：第3回小委員会（予定）

答申とりまとめ

◆答申